

2024年10月10日

各 位

会 社 名 株式会社 U-NEXT HOLDINGS  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 宇 野 康 秀  
(コード番号：9418)  
問 い 合 わ せ 先 執行役員 CFO 西 本 翔  
TEL. 03-6823-7015

## 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、以下のとおり普通株式に係る株式分割を行うこと及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

当社は、2017年12月に持株会社体制へと移行して以来、現在に至るまで企業成長を継続しており、本日付で公表した2024年8月期通期決算においても、過去最高の業績を達成しております。また、2019年8月期より剰余金の配当を再開し、段階的にその水準を引き上げてきました。これらの結果、当社の株価は上昇基調で推移し、2024年8月末日時点の終値は5,660円（持株会社体制移行前である2017年11月末日対比約5倍）となりました。株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）では、個人投資家が投資しやすい環境を整備すべく、望ましい投資単位として50万円未満という水準を明示しておりますが、上記8月末日時点の株価は当該水準を超過しております。

昨今の日本の株式市場は、2023年3月に東証が要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に対する企業姿勢への評価等もあり、日経平均株価は2024年7月に史上最高値をつけております。また、国が経済政策の柱の一つとして「貯蓄から投資へ」のシフトを促進、その一環として2024年1月より新NISA（少額投資非課税制度）が開始されたことにより、個人投資家の更なる裾野の拡大が進むと見込まれ、今後も株式市場は活況に推移することが予想されます。

このような状況を踏まえ、当社は、投資単位当たりの金額を引き下げることを通じて、個人投資家を中心とした幅広い投資家の方々に当社株式を購入していただき、株式の流動性を高めるとともに投資家層のより一層の拡大を目指します。

加えて、当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに当社グループのサービスを実際に使っていただいて事業内容をより一層ご理解いただくこと、また、当社株式に対する投資魅力を高めて長期的に保有いただくことを目的として、コンテンツ配信サービス「U-NEXT」をご利用いただける株主優待制度を導入しております。（優待内容の詳細については、当社ホームページ（<https://unext-hd.co.jp/ir/yutai.html>）をご参照ください。）

今回の株式分割に際して、基準となる株式数や提供内容など株主優待制度に変更はありませんので、株式分割に伴い、当社株式により投資しやすい環境になることを通じて、株主優待制度をより多くの方にご利用いただきたいと考えております。

これらの目的のため、当社普通株式に係る株式分割による投資単位当たりの金額の引き下げを行います。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 株式分割の方法

2024年11月30日(土)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2024年11月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する当社普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

### (2) 株式分割により増加する株式数

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ①株式分割前の発行済株式総数   | 60,125,111株  |
| ②今回の分割により増加する株式数 | 120,250,222株 |
| ③株式分割後の発行済株式総数   | 180,375,333株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数  | 294,000,000株 |

### (3) 株式分割の日程

|             |                |
|-------------|----------------|
| 基準日の公告日(予定) | 2024年11月14日(木) |
| 分割の基準日      | 2024年11月30日(土) |
| 分割の効力発生日    | 2024年12月1日(日)  |

### (4) その他

#### ① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

#### ② 配当について

今回の株式分割は、2024年12月1日を効力発生日としていますので、2024年8月31日を基準日とする2024年8月期の期末配当金については、株式分割前の当社普通株式が対象となりますが、2025年2月28日を基準日とする2025年8月期の中間配当金については、株式分割後の当社普通株式が対象となります。なお、2024年8月期の期末配当金額並びに2025年8月期の中間配当及び期末配当の予想額については、本日付で公表した「2024年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。

## 3. 定款の一部変更について

### (1) 定款変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、取締役会決議により、2024年12月1日を効力発生日として当社の現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。

### (2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                              | 変更案                                                                |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>98,000,000株</u> とする。 | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>294,000,000株</u> とする。 |

### (3) 定款変更の日程

効力発生日 2024年12月1日(予定)

## 4. その他

前述のとおり、今回の株式分割に際して提供基準となる保有株式数や提供サービスの内容など株主優待制度に変更はありません。

以上